

議案第82号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

区議会議員の期末手当の支給月数を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）
の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の171」を「100分の165」に、「100分の176」を「100分の170」
に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月に支給する期末手当に関する改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の13」とする。